

中でも薩摩藩・福岡藩・島原藩は藩主が多くの家臣団を率いて東照宮に参詣し、家臣団統制に利用していたと考えられるが、秋田藩や長州藩は、東照宮の勧請が東叡山側の働きかけによるものであり、東照宮の造宮と藩主の参詣ともに消極的であった。

幕府の権力意図については、史料的な制約があるが、幕府は少なくとも享保期・明和期・寛政期以降の三度にわたり、増え続ける東照宮の分祀に対して、寛永寺や本末関係をつうじて掌握しようとした。幕府が諸大名の東照宮奉祀に直接関与し統制した事例は少なく、それは、幕府にとっては日光・上野・江戸城内紅葉山等の東照宮に諸大名を供奉させて参拝することに先ず第一義的に意義があり、それ以外は二義的にとらえていたからであろう。勧請許可も家光政権ならではの特質であり、幕府が諸大名に勧請を強制したわけではなく、幕府が諸国に勧請された東照宮を用いて幕藩関係を統合するといった権力意図を持ち続けていたわけではないと思われる。

### 〈東洋史部会〉

漢初における黄金と銭の関係について

「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」説をめぐって

柿 沼 陽 平

秦漢代の経済において、黄金と銭はどのような価値関係にあった

のであろうか。この問題について多くの先行研究者は、秦漢代を通じて「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」という固定的なもしくは標準的な交換比率が存在したとする。そして、この見解は今では定説化して別の議論の前提とさえなっているようである。これに対して一部の研究者からは疑問が提出されているが、それも十分に論証を加えたものとは言えず、一般的に受容されてはいないようである。そこで本発表では、張家山漢簡などの出土文字資料を参照しつつ、とくに漢初において、本当に「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」という交換比率が存在していたのかどうかを検討した。また併せて、当時の銭の価値がいったい何に基づいて決定されていたのかについても、若干の推測を試みた。そもそも漢初に「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」という交換比率が存在したとする見解（以下「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」説と略称）の発端は、『漢書』巻五〇馮唐伝の顔師古注に引かれる如淳注にあるようである。しかし如淳は三国・魏の人であるため、漢初の経済状況に関する注釈を付けるためには、そこに何らかの典拠があったはずであるが、その点は明らかにしがたい。一方、如淳以後に「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」説を述べている『漢書』卷二恵帝紀の恵帝即位年（前一九五年）条の顔師古注に引かれる晋・晋灼注は、『漢書』卷二四食貨志下にみえる王莽の貨幣改革に関する記載を論拠としており、漢初の状態を把握したものとはみなしがたい。さらに、晋灼が如淳注に言及していないということからすれば、如淳注の信憑性にもまた疑問が残るといえる。つまり従来の「黄金一斤 $\parallel$ 一万銭」説は、その論拠が非

常に曖昧なのである。

そこで次に張家山漢簡「二年律令」錢律（第一九七—一九八簡）をみると、錢が「行錢（国家公認の貨幣）」として認定されるためには、以下の四つの条件が満たされている必要があるとされている。

① 錢径が十分の八寸以上であること、② 錢文を少しでも読み取ることができること、③ 錢自体に大きな損傷が見られないこと、④ 鉛錢ではないこと。まず①は、それによって錢の実質重量の上下差を少なくし、貨幣価値の安定化をはかったものと考えられる。③は、錢の価値をその表面上のキズ等によって判断することを禁止し、個々の錢の価値が見た目によって変動することがないようにしたものと解される。④は、錢の素材に対する規定として、鉛錢を「行錢」のカテゴリから除外する意であると解され、「行錢」の主成分を銅に定めることで、素材面から錢の価値の画一化をはかったものである。以上の検討により、この錢律は、①③④の規定を通じて「行錢」の大きさ・精巧さ・素材の下限を法的に保証しようとしたものであるといえる。一方、②は、錢の表面に鑄込まれた「文章」の不可欠さを示したものと解されるが、それはまさに、錢文こそが貨幣価値の唯一の指標たるべきであるとする政府の意向を示したものと考えられる。『漢書』食貨志下にも、前漢文帝期に輕錢と重錢が並行的に流通したとき、民間ではその価値を実質重量に基づいて測定していたため、朝廷の高官である賈誼が、それでは錢文が乱れてしまうと危惧を呈した、とある。つまり錢の価値を、錢文によって画一化

しようとする官側の意向と、実質重量で計測しようとする民間の慣習とのあいだには齟齬があったと想定されるのである。ここで「黄金一斤 $\parallel$ 一万錢」説の論拠である食貨志下の記載をみると、先述したごとく、それは王莽期のものであるが、そのとき王莽は、武帝期以降発行され続けていた「五銖錢」と同価値である「小錢直一」一枚分を「一錢」と規定している。したがって、「黄金一斤 $\parallel$ 一万錢」という比価は、王莽期と武帝期では流通貨幣の価値が計算上同一であることから、武帝期にまで遡る可能性があるとはいえるものの、それ以前の、「半兩」を錢文にもつ「半兩錢」が流通していた経済状況に適用できるとは考えがたい。さらに張家山漢簡「二年律令」金布律（第四二七—四二八簡）をみると、当時の黄金の価値が梟ごと月ごとに変動する可能性があることは明らかである。以上の検討により、漢初において「黄金一斤 $\parallel$ 一万錢」という交換比率が存在していたとする定説には問題があるものと考えられる。

報告者は、「黄金一斤 $\parallel$ 一万錢」説に問題があることを指摘したわけであるが、これは、秦漢貨幣史研究のみならず、刑法史の研究にも影響を及ぼす議論であるように思われる。すなわち、当時の勞役刑は有期刑であったのか無期刑であったのか、秦律にみえる「贄甲」「贄盾」などの財産刑と、漢律の罰金刑のあいだにはどのような価値関係があったのか、といった議論についてである。これらは今後の検討課題としたい。